

6 入湯税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

入湯税は、環境衛生施設の整備や観光の振興等に要する費用にあてるために設けられた目的税です。

(1) 入湯税を納める人（納税義務者）

納税義務者は鉱泉浴場^{※1}の経営者ですが、入浴料金にはすでに入湯税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは入湯客です。

※1 鉱泉浴場とは、温泉法第2条で規定する温泉^{※2}を利用する浴場をいいます。

※2 温泉とは「温泉源から採取される時の温度が摂氏25℃以上であること」または「一定の物質を含むもの」をいいます。

(2) 税額の算定区分

鉱泉浴場の入湯客に対して、1人1泊につき150円（日帰りの場合、1日につき50円）の税率で課税されます。ただし、次の場合は、入湯税が免除されます。

- 年齢 12 歳未満の方
- 共同浴場^{※1}または一般公衆浴場^{※2}に入湯する方
- 市内に居住する年齢 70 歳以上の方または重度心身障害者のうち、市長において発行する利用券で入湯する方

※1 共同浴場とは、商売として経営される浴場ではないが、一般公衆浴場と同じ趣旨の下に利用されるもので、例えば、会社の独身寮などで利用されるものをいいます。

※2 一般公衆浴場とは、公衆浴場法の営業許可を受けた公衆浴場で、いわゆる銭湯程度のもので、地域住民の日常生活に密接な関係があり、住民の方が気軽に利用できる程度のものをいいます。

(3) 納税の方法

入湯税は、鉱泉浴場の経営者が入湯客から受け取って翌月15日までに市に申告し、納めます。